

議 事 日 程

令和7年第1回浜中町議会臨時会
令和7年2月3日午前10時00分開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	議案第 1号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第 2号	町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第 3号	議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第 4号	浜中町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第 5号	工事請負契約の締結について
日程第 10	議案第 6号	工事請負契約の締結について
日程第 11	議案第 7号	令和6年度浜中町一般会計補正予算（第7号）
日程第 12	議案第 8号	令和6年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 13	議案第 9号	令和6年度浜中診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第 14	議案第 10号	令和6年度浜中町水道事業会計補正予算（第4号）
日程第 15	議案第 11号	令和6年度浜中町下水道事業会計補正予算（第2号）

(開会 午前10時00分)

開 会 宣 告

○議長（落合俊雄君） ただいまから令和7年第1回浜中町議会臨時会を開会します。

開 議 宣 告

○議長（落合俊雄君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（落合俊雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番川村義春議員及び6番田甫哲朗議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（落合俊雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 諸般報告

○議長（落合俊雄君） 日程第3、諸般報告をいたします。

まず、本臨時会に付された案件はお手元に配付のとおりであります。

次に、今議会までの議会関係・諸会議等については記載のとおりであります。

これで諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（落合俊雄君） 日程第4、行政報告を行います。

町長。

○町長（齊藤清隆君） おはようございます。

本日、第1回浜中町議会臨時会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さきの議会から本日までの主なる行政報告を申し上げます。

12月8日、氷鮮まいわしのブランド化に向けた試食会が霧多布湿原センターで開催されました。

このブランド化事業は、浜中漁協と漁業者が中心となり、道東沿岸で水揚げされるマイワシを船上で氷詰めし、氷鮮まいわしの名称で生食用として出荷するもので、地元飲食店等の協力を得ながら、商品開発やその提供などをはじめ、札幌や首都圏等でイベントを開催し、消費の拡大や新たな販路を開拓することを目的として、今年度から本格的に事業を行っているもので、当日の試食会には、霧多布湿原ナショナルトラスト様に商品開発をお願いし、桐木道議をはじめ、釧路総合振興局の産業担当部長、地元からは山崎組合長外の参加の下、氷鮮まいわしとタカナシ乳業のチーズなどを使ったピザを試食しました。

鮮度が保たれたマイワシは臭みがなく、子どもでも安心して食べられるなど、そのおいしさに高評価をいただき、今後は、ぜひ、町内の飲食店での提供を行い、多くの皆さんに食べてもらいたいとの声もありました。

町といたしましても、氷鮮まいわしのブランド化事業は、第6期浜中町まちづくり総合計画及び町政執行方針で推進しております浜中ブランドの確立に向けた事業として非常に期待をしており、今後も、北海道や関係団体としっかりと連携をしながら、新たなブランド化も含め、事業を推進してまいります。

昨年11月25日に丸山散布地区に新しく津波避難高台が完成したことに伴い、12月15日に津波避難訓練を実施しました。

訓練では、午後1時に千島海溝を震源とする巨大地震が発生したとの想定で、大津波警報及び避難指示を発令し、津波避難高台への避難を開始しました。避難は、渋滞もなく、おおむねスムーズに行われ、避難開始から7分後には参加者全員の避難が完了しました。今回の訓練では、避難対象者数175人中、95人の方々に参加をいただき、車避難台数は46台でありました。

今回の訓練を通じて、従前の避難場所への避難にかかる時間と比べ、非常に短い時間で避難が可能となったことから、地域住民の皆様の津波避難に対する安全、安心が守られるものと考えております。

12月22日、道東自動車道阿寒インターチェンジから釧路西インターチェンジまでの延長17キロメートルの開通を記念する式典が、地元選出国會議員や道議會議員をはじめ、沿線自治体の関係者など、およそ250名の出席の下、釧路市で開催されました。開通記念式、はさみ入れ式とその後に開催された記念祝賀会において出席した皆様とともに開通を祝いました。

この日は、開通区間での通り初めも行われ、スタート地点である阿寒インターチェンジ

におきましては管内のゆるキャラの見送りを受けながら当該区間を走行してまいりました。

この開通により、釧路―根室間が直結し、物流の効率化や医療、災害時の緊急輸送道路として、さらには、農・漁業をはじめ、観光産業の活性化など、様々な整備効果が期待されており、開通に至るまで大変長きにわたった多くの関係者の皆様のご尽力に心から感謝するとともに、改善による利便性を実感したところであります。

12月25日、元人権擁護委員の天間館りゆう子氏が瑞宝双光章を受章し、役場で叙勲伝達式が行われ、釧路地方法務局長より賞状と勲章が授与され、あわせて、法務大臣からの感謝状の贈呈も受けられました。

天間館氏は、平成3年8月に人権擁護委員として委嘱されて以来、長年にわたり、人権擁護活動にご尽力され、人権擁護の発展に多大な貢献をされたことが認められての受賞となりました。

なお、天間館氏におかれましては令和6年12月31日をもって人権擁護委員を勇退されましたが、改めて本町の人権擁護と人権思想の普及高揚にご尽力をいただきましたことに心からの敬意と感謝の意を表するものであります。

誠にありがとうございました。

1月6日、町主催による新年交礼会を総合文化センターにて開催いたしました。

当日は、町議会議員の皆様をはじめ、各産業団体、自治会や関係機関の代表の方など、106名の出席をいただき、新しい年の飛躍を誓い合いました。余興では、霧多布高校2年生の石原龍冴さんの力強い空手の演武や浜中ジュニアアンサンブルの皆様の楽しい演奏などで会場を盛り上げていただきました。

出席していただいた皆様と新年を祝い、交流を深めながら、町行政に対するご意見をいただく機会として大変貴重な場となりました。

1月21日、北海道横断自動車道根室線別保―尾幌間の令和7年度新規事業化に関する要望が東京都で開催されました。

このたびの要望は、釧路西インターチェンジまでの区間が開通し、今後も根室市までの切れ目のない道路整備事業の継続を求めるために実施したもので、北海道横断自動車道釧路・根室間建設促進期成会をはじめ、4団体、総勢31名での合同要望となり、当日は、伊東内閣府特命担当大臣、加藤財務大臣をはじめ、地元選出国會議員の元、そして、国土交通省や財務省を訪問し、事業の継続を強く要望してまいりました。

防災や物流、産業振興、地方創生の観点からも道路は大変重要なインフラの一つであり、根室市までの自動車道建設に向け、今後も引き続き積極的な要望活動に取り組んでまいります。

以上、行政報告といたします。

○議長（落合俊雄君） 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（佐藤健二君） さきの定例会からの主なものについて報告いたします。

1 2月12日には、町教委研究指定公開研究会が霧多布小学校を主会場に開催されました。午前には霧多布中学校で中学校社会科の授業公開、そして、午後には霧多布小学校で第5学年算数の授業が公開され、小・中で連携して授業公開を実施しました。

霧多布小学校では、2年前より研究テーマの「自己を調整し、学び続けることができる子どもの育成」の具現化を目指し、今、学校に求められている主体的な力を育成するため、真正面から授業公開に取り組んできました。公開授業では、自分で見つけ出した課題を基に、ICTを駆使して協働的な学びを取り入れながら自己解決していく学びが公開されました。

また、研究協議においては、霧多布小学校・中学校の両校から十数名にもわたる発表者が、これまでの研究実践について貴重な内容の発表があり、それぞれ自分事で研究が進められている様子が伝わりました。

2 2日には小・中学校の2学期終業式が行われました。2学期間は心配されていた昨年度のような猛暑の日はなく、また、天候的にも恵まれ、暴風雨などの影響を受けずに計画の授業日を進めることができましたし、冬季休業は翌日からの23日間でしたが、大きな事故の報告もなく過ごされました。

2 5日には、浜中町の児童生徒代表がいじめのない学校づくりに向けた1学校1運動を主体としたどさんこ☆浜中町子ども地区会議が開催されました。本会議開催に当たり、霧多布高校の生徒会が司会や運営を務めるなど、協力をいただき、霧多布小学校、散布中学校、霧多布高等学校の発表を基に協議を進めました。

1 月12日には、令和7年浜中町二十歳のつどいがリニューアルされた総合文化センターで午後から開催されました。本年の本式典の対象者は62名で、そのうち、当日には町内からの出席者38名、町外からは出席者17名、合わせて昨年よりも21名多い55名の出席者があり、保護者を含め、観覧者60名に見守られる中、厳粛に式典が行われました。当日は、穏やかな天気の下で、色鮮やかな振り袖やはかま、それにスーツ姿の若者が久しぶりの友人と再会を喜び、記念写真を撮りながら、新たな門出を笑顔で喜び合っていました。

1 9日には、町民スケート大会が町民スケートリンクを会場に快晴無風の好コンディションで実施され、中学校2年男子1000メートルの部では、茶内中学校の二瓶弘成さんが大会新記録を更新するなど、幼児4名、小学生12名、中学生4名、高校生1名、一般3名、計24名の参加により、熱き競技が繰り広げられました。

2 3日には、与那原町子ども会主催による与那原町・浜中町人材交流事業が実施されました。与那原町の将来のリーダー候補である中学生12名、高校生3名が来町され、霧多布中学校の生徒と交流したり、目にしたことのない雪や広大な自然と触れ合ったり、3泊4日の旅行を楽しく過ごされました。

2 7日には、北海道教育委員会から令和7年度公立高等学校入学者選抜の出願状況が発表されました。霧多布高等学校においては、定員60名に対して、一般出願13名、推薦

出願2名、合わせて15名の出願の状況となっております。

28日には、一昨日の2月1日から長野県で開催の全国中学校スケート大会に参加しています茶内中学校の二瓶弘成さん、齋藤嶺さん、宮崎凜奈さんの3名が齊藤町長に表敬訪問を行い、選手から町長に対して全国大会への意気込みを話してくれました。

以上、教育行政報告といたします。

○議長（落合俊雄君） これで行政報告を終わります。

日程第5 議案第1号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第5、議案第1号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第1号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、本年度の給与改定に伴い、関連する条例の一部改正をしようとするものであります。

8月8日に人事院は国家公務員の給与等について勧告をしたところであります。

この勧告の内容を申し上げますと、月例給につきましては、公務員給与が民間給与を2.76%下回っていることから、俸給表を平均3.0%引き上げるもの、期末勤勉手当につきましては、支給割合が民間比較で年間0.1月下回っていることから、これを0.1月引き上げることとし、年間支給割合を4.5月から4.6月にするもの、寒冷地手当につきましては、民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引き上げるものであります。

また、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備として、早期昇格時や民間人材等採用時の給与の最低水準を引き上げるもの、配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対応するとともに、子に係る手当の充実を図るため、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を引き上げるもの、様々な事情を有する職員の勤務継続を可能とし、人材配置の円滑化を図る観点から通勤手当の支給限度額を引き上げるもの、管理職員の災害対応や他律的な業務の勤務実態に応じ、適切な処遇を確保する観点から管理職員特別勤務手当の支給対象時間を拡大するもの、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の給与につきましては異動の円滑化に資する手当として住居手当及び寒冷地手当を新たに支給するものであります。

国は、この人事院勧告を受けて、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律を12月25日に公布し、人事院勧告どおりの内容で給与改定を実施しました。

このことから、本町においても国家公務員の給与改定に準じた形で給与表を引き上げ、期末勤勉手当の引上げ及びその他手当の改定を行うものであります。

なお、施行期日につきましては公布の日としておりますが、令和6年4月1日から適用し、期末勤勉手当の平準化に係る改正、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に係る改正は令和7年4月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第1号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第1号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第3号 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第6、議案第2号及び日程第7、議案第3号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第2号町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第3号議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、いずれも関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

町長、副町長並びに議会議員の期末手当、年間支給月数については、一般職の職員と同じく4.5月としております。

一般職の職員については、先ほど議案第1号におきまして、職員の給与に関する条例の

一部改正の議決をいただき、0.1月引き上げて4.6月となったところであります。

このことから、町長、副町長並びに議会議員の期末手当につきましても一般職の職員と同様に引き上げ、関連する条例の一部改正について提案した次第であります。

議案第2号町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、第4条第2項で、期末手当について、現行の100分の225を100分の230に改め、現行年間支給月数4.5月を4.6月に引き上げるものであります。

施行期日は公布の日とし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行することとしております。

また、第1条の規定による改正後の条例の規定は令和6年4月1日より適用することとし、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすこととしております。

なお、教育長の支給月数につきましては、浜中町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第2条第2項の規定により、町長、副町長の給与に関する条例を準用するとなっておりますので、町長、副町長と同様となります。

議案第3号議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、第5条第2項で町長、副町長の期末手当支給月数と同様に引き上げるもので、施行期日等も同様となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第2号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第2号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号 浜中町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(落合俊雄君) 日程第8、議案第4号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(齊藤清隆君) 議案第4号浜中町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、国が定める消費税法第6条では、地方公共団体の事務に係る役務の提供で検査、審査等に係る手数料は非課税とされているところではありますが、現行の給水条例の手数料に係る内容を再確認したところ、平成9年4月1日より消費税が課税されており、誤徴収されていたことから、このたび手数料を非課税とする給水条例の一部改正を提案させていただくものであります。

条例改正の内容といたしましては、設計審査及び工事検査手数料並びに給水装置工事業業者指定手数料に消費税10%を課税していたものを非課税とした手数料に改めるものであります。

なお、施行期日については公布の日からとしております。

このたびは、平成9年度より現在までの27年間、長期間の誤賦課、誤徴収となり、町民の皆様には多大なご迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。今後は、再発防止の対策を施し、誤徴収となった手数料は、対象者を精査し、迅速に返還させていただく予定であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(落合俊雄君) これから議案第4号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 質疑なしと認めます。

これから議案第4号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 工事請負契約の締結について

日程第10 議案第6号 工事請負契約の締結について

○議長（落合俊雄君） 日程第9、議案第5号及び日程第10、議案第6号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第5号及び議案第6号の工事請負契約の締結については関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、国の社会資本整備総合交付金事業として、琵琶瀬地区津波避難タワー建設工事に係る建築主体工事及び電気設備工事を今年度と来年度の2か年にわたって実施するもので、令和6年第4回浜中町議会定例会において継続費として予算の議決をいただいております。これらの建設工事に当たり、去る1月29日、指名競争入札を実施したところであります。

初めに、議案第5号の工事請負契約の締結については、琵琶瀬地区津波避難タワー建設工事の建築主体工事で、町内業者3者、町外業者2者、計5者による入札の結果、赤石建設株式会社が4億7245万円で落札いたしました。

次に、議案第6号の工事請負契約の締結については、琵琶瀬地区津波避難タワー建設工事の電気設備工事で、町内業者を含む経常建設共同企業体2者、町外業者3者、計5者による入札の結果、サンエス・矢原経常建設共同企業体が5082万円で落札いたしました。

なお、各工事の工期につきましては令和8年1月31日までとしております。

ここに、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第5号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第 6 号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 質疑なしと認めます。

これから議案第 5 号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第 6 号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第 5 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

これから議案第 6 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 7 号 令和 6 年度浜中町一般会計補正予算(第 7 号)

○議長(落合俊雄君) 日程第 1 1、議案第 7 号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(齊藤清隆君) 議案第 7 号令和 6 年度浜中町一般会計補正予算(第 7 号)について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、歳出で、先ほど議決いただきました議案第 1 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第 2 号町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 3 号議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に基づく職員の給料、手当等の追加のほか、国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金事業として実施する住民税非課税世帯等重点支援、定額減税不足給付及び経済対策地域応援券事業に係る経費について補正をお願いしようとするもので、補正額は 1 億 3 2 6 0 万 2 0 0 0 円となります。

一方、歳入では、各事業の特定財源として国庫支出金5907万6000円を充てたほか、不足する財源については、地方交付税5274万6000円、繰越金2078万円を充てております。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は96億8616万4000円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第7号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 歳入の30ページの物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金5907万6000円についてです。

ただいまの町長の説明でありますと、住民税非課税世帯に対する分と定額減税不足額給付金、それから、経済対策地域応援券という三つの事業に対して交付されたものだと思いますが、具体的にその内容について説明をしていただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、1点目の住民税非課税世帯等重点支援給付金に要する経費については、国の経済対策で行っている住民税の非課税世帯に給付金を支給するもので、浜中町におきましては非課税世帯として1世帯3万円の750件で2250万円です。また、子ども加算がありまして、18歳以下の子どもが1人2万円で、これが90人分ということで180万円の支給をするというものです。

基準日としては、令和6年12月13日現在で住民登録がある方、また、子ども加算については平成18年4月2日以降に生まれた子どもとなります。

次に、定額減税不足給付に要する経費についてです。

定額減税については昨年6月から所得税の減税が実施されております。給与所得者は源泉徴収で控除されますけれども、自営業者等の方は確定申告により所得金額が確定します。所得税については、本人分3万円、扶養親族1人当たり3万円ですけれども、所得の確定申告が2月から3月15日まで行われ、それによって不足分の給付が確定します。ですから、実際の事務は4月以降を予定しています。

なお、金額については100万円ほどを予定しておりまして、1人2万円の大体50件分で見込み計上をしているということです。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） それでは、お答えをいたします。

ただいまの副町長の答弁に引き続き、もう一点の経済対策のことについてです。

議案書の42ページにも関連することですけれども、エネルギー・食料価格等の物価高騰の影響を受ける生活者、事業者に対して支援を行う事業として、地域の事情を踏まえつ

つ、限られた交付金でなるべく町内全体に行き渡らせることが望ましいと考えております。今回は第4弾となりまして、第3弾と同様、地域応援券を配付します。

交付対象者は、令和7年1月1日現在で町の住民基本台帳に登録されている方で、2546世帯、5246人が該当になります。また、応援券の額面は、今回は1人につき6000円分で、500円の12枚つづりの券になります。

なお、応援券を使用できる期間は3月10日から4月30日までの52日間を予定しているところです。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 歳入の30ページと歳出の34ページについてそれぞれご答弁をいただきました。

住民税非課税世帯等重点支援給付金についてです。

対象が750件、1世帯当たり3万円、子ども加算分として、18歳以下は1人2万円掛ける90人分と聞きました。基準日は令和6年12月30日現在とするということでした。そして、子ども加算分は4月2日以降に生まれた方を対象にするということを確認をさせていただきます。違っていれば、お答えをいただければと思います。

それから、36ページの定額減税不足給付金についてです。

令和6年度の所得税の確定申告によって非課税世帯になった方に対して追加給付をするという内容だと思います。本人分が3万円、扶養親族も3万円で、4月以降に給付をするということでした。予算としては2万円の50件分を見込んでいるということでしたが、違っていればお答えをいただきたいと思います。

次に、42ページの経済対策地域応援券についてです。

これは、第3弾までやっているもので、今回は第4弾だということでした。対象者については2546人分、1人当たり6000円、期間は52日間ということで、3月10日から4月30日までの間に使い切ってもらおうということによろしいでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） お答えいたします。

まず、住民税非課税等重点支援交付金の関係についてです。

基準日は令和6年12月13日、そして、子ども加算のほうは平成18年4月2日以降に生まれた方ですので、同じ学年であれば皆さんが対象になります。

次に、定額減税不足給付についてです。

自営業者の方がこれから確定申告を行うかと思うのですが、例えば、所得税額が2万円だった場合、2万円は減税になりますので、ゼロになるのですがけれども、本来であれば3万円まで引けるので、1万円分を不足給付で措置するというものです。例えば、申告額が1万円であれば、1万円が減税になり、残りの2万円はこの給付から措置する制度ということです。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） お答え申し上げます。

経済対策支援については議員が申し上げたとおりでございます。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 42ページの応援券についてです。

今回も52日間と短期間での使用ですけれども、前回までの分で全て残らず使われているかどうかの確認はされているのかです。といいますのは、町内の消費拡大という意味での応援券ですから、無駄にならないような方法がベストだと思うのです。

また、52時間という設定は、国からの期間の指定があるのかどうかも含め、どういう期間設定の経緯があったのか、説明をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） ただいまのご質問にお答えいたします。

第1弾、第2弾についてはただいま資料の持ち合わせがございませんけれども、第3弾については換金率が約98%ということで、おおむね行き渡ったのかなと捉えております。

その上で、前は53日間だったのですけれども、今回は52日間と1日少なくしております。国からのこういう期間にちなさいという指示等はございませんけれども、前回の状況を見て、前回と同程度の期間に設定させていただいたところ です。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 3回目の使用率が98%であったという答弁でした。2%は使い忘れなのかもしれないですけれども、例えば、どこかの商店なりで実際に商品券が使われて、町に換金が来たものを集計した結果、98%だったという理解でよろしいのですよね。

住民税非課税等重点支援交付金は現金給付になるのでしょうかけれども、何とももったいないところがあるなと思うのです。逆に言えば、もっと使用期間を短くすれば忘れるということもないのかなと思うのですけれども、その考え方を伺います。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） お答えいたします。

パーセンテージを含め、事務は商工会に委託しておりますので、商工会で計算し、数字を出して、その報告をいただいております。使わなかった方の詳しい事情は聞いておりません。

これは経済対策ですので、今年度中に使用していただけるよう、短い期間で設定しております。逆に、期間を短くするのも一つの方法なのかなと思いますけれども、あまり短くするのもどうかという意見もあり、今回についても前回と同等の期間を設ける判断をしたところ です。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第7号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号 令和6年度浜中町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第13 議案第9号 令和6年度浜中診療所特別会計補正予算(第3号)

○議長(落合俊雄君) 日程第12、議案第8号及び日程第13、議案第9号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(齊藤清隆君) 議案第8号令和6年度浜中町介護保険特別会計補正予算(第2号)及び議案第9号令和6年度浜中診療所特別会計補正予算(第3号)につきましては、いずれも関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、先ほど議決いただきました議案第1号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づく職員の給料、手当等の追加について、各会計予算の補正をお願いしようとするものであります。

議案第8号令和6年度浜中町介護保険特別会計補正予算(第2号)では、156万3000円を追加し、補正後の歳入歳出の総額を5億1648万円にしようとするもの、議案第9号令和6年度浜中診療所特別会計補正予算(第3号)では、1540万8000円を追加し、補正後の歳入歳出の総額を3億3762万3000円にしようとするものであります。

なお、各特別会計の補正財源につきましては、いずれも一般会計からの繰入金を追加するものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(落合俊雄君) これから議案第8号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 質疑なしと認めます。

これから議案第9号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 質疑なしと認めます。

これから議案第8号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第9号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第10号 令和6年度浜中町水道事業会計補正予算(第4号)

○議長(落合俊雄君) 日程第14、議案第10号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(齊藤清隆君) 議案第10号令和6年度浜中町水道事業会計補正予算(第4号)について、提案の理由をご説明申し上げます。

先ほど議決いただきました議案第1号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づくもの及び人事異動により、職員の給料、手当及び法定福利費の追加補正、また、給水工事設計審査手数料等の消費税の誤賦課、誤徴収に係る返還金の追加補正をお願いするものであります。

収入では、1款水道事業収益2項営業外収益365万円を追加、一方、支出では、1款水道事業費用1項営業費用331万5000円を追加、3項特別損失では、平成9年4月より誤賦課、誤徴収された給水工事設計審査手数料及び給水装置工事事業者指定手数料の

消費税を返還すべく、33万5000円を新たに計上し、収益的収支の総額を2億81万2000円に改めようとするものであります。

予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費、職員給与費を5160万2000円に、また、予算第9条に定めた他会計からの補助金を4747万7000円に改めようとするものであります。

なお、収入につきましては一般会計からの繰入金365万円を追加するものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第10号の質疑を行います。

収支一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第10号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第11号 令和6年度浜中町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（落合俊雄君） 日程第15、議案第11号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第11号令和6年度浜中町下水道事業会計補正予算（第2号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

先ほど議決いただきました議案第1号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づくもの及び人事異動により、職員の給料、手当及び法定福利費の追加について補正をお願いするものであります。

収入では1款下水道事業収益2項営業外収益34万7000円を追加、一方、支出では1款下水道事業費用1項営業費用34万7000円を追加し、収益的収支の総額を3億9777万3000円に補正し、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費、職員給与費を1363万3000円に、また、予算第8条に定めた他会

計からの補助金を2億352万1000円に改めようとするものであります。

なお、収入につきましては一般会計からの繰入金を追加するものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第11号の質疑を行います。

収支一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第11号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

閉 会 宣 告

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は閉会することに決定いたしました。

これをもって令和7年第1回浜中町議会臨時会を閉会いたします。

（閉会 午前11時02分）